

被災者の方を雇い入れる事業主の皆様へ

被災者を雇用する事業主への支援策

●3年以内既卒者トライアル雇用奨励金（4月6日以降拡充）

卒業後3年以内の既卒者（高校・大学等が対象）を正規雇用へ向けて育成するため、まずは有期で雇用し、その後正規雇用へ移行させる事業主に対して支給されます。被災地に居住する既卒者が対象の場合は、トライアル雇用後の正規雇用での雇入れに対する奨励金額が50万円から60万円に増額されます。

【各ハローワーク】

●3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金（4月6日以降拡充）

卒業後3年以内の既卒者（大学等が対象）も応募可能な新卒求人を提出し、既卒者を正規雇用する事業主に対して支給されます。被災地に居住する3年以内既卒者が対象の場合は、100万円から120万円に増額されます。【各ハローワーク】

●特定求職者雇用開発助成金（対象の拡充について検討中）

高齢者、障害者等就職が特に困難な方を雇い入れた場合、大企業には1人あたり50万円、中小企業には1人あたり90万円の助成金が支給されます。

※被災者の方を対象に含めるべく、国の補正予算で現在検討中

被災者の方への支援策（参考）

●広域求職活動費、移転費

ハローワークの紹介で遠隔地の事業所に面接に行く場合や就職する場合には、旅費や転居費がでる制度があります。【各ハローワーク】

●公営住宅や雇用促進住宅への入居

道内各地において、家賃・敷金無料で入居できる住宅を用意しています。

【北海道庁建設部住宅課(011-204-5583)】【(財)雇用振興協会札幌支所(011-709-0894)】

●公営住宅等入居前のホテル等宿泊

公営住宅等へ入居される方を対象に、入居の準備期間中（概ね3泊程度）無料でホテル・旅館等の宿泊を提供します。【北海道庁経済部観光局(011-204-5303)】

●無利子の貸付制度

被災された世帯が無利子で借りることができる〔生活福祉資金〕などを用意しています。

【各市町村の社会福祉協議会】

●生活支援一時金

避難されてきた方々に対する生活支援のため一時金を給付しています。（札幌市の場合1世帯10万円、2人目から1名につき15千円加算）【札幌市他道内一部の市町村】

●家電・家具マッチングサイト「助けあい北海道」

避難されてきた方々の生活に必要な家電・家具のうち、道民が無償で提供できる物品の情報を登録するマッチングサイトを開設しています。 URL：<https://sites.google.com/site/agetaihoshiino/>

【北海道庁道外被災県緊急支援対策本部(0120-113-926)】

●道内の学校への転入学

道内へ避難されている間、道内の学校へ転入学等を行うことができます。

【北海道教育庁義務教育課(011-204-5769)、高校教育課(011-204-5764)】

※このリーフレットは北海道庁経済部雇用労政課が作成をしております。